

処 分 基 準

B - 1 - 1
令和6年11月11日作成

法 令 名	： 自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則
根 拠 条 項	： 第9条
処 分 の 概 要	： 指定団体の指定の取消し
原権者（委任先）	： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め	： 自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則第1条第2項（指定の基準） 同第7条（是正又は改善の勧告）
処 分 基 準	： 自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則第9条各号に該当する場合、帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であつて、是正等することができ、現に是正等しようとしている等を除き、指定を取り消すこととする。
問 い 合 わ せ 先	： 愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課地域安全対策室 (052-951-1611 内線3039)
備 考	：